

住宅地などの周辺では、 農薬の使用に特に注意しましょう！

**農薬使用者は、農薬の飛散防止対策の実施に
努めなければなりません。**

農薬の使用に当たっては、

- ①使用方法など、農薬ラベルの記載事項の遵守
- ②周囲に影響のない天候（無風・弱風）や時間帯での散布
を基本として、以下の対策も実施しましょう！

農地周辺に住宅地や学校などがある場合の対策

- 農薬の使用回数削減のため、耕種的防除などを組み合わせる。
 - 飛散低減ノズルや飛散が少ない剤型の農薬を使用する。
 - 風向きやノズルの向きに注意して散布する。
 - 農薬散布の目的や種類、散布者の連絡先等を回覧板やチラシなどで事前に周辺住民へ周知する。
 - 必要に応じて、緩衝地帯や防薬ネット、立入禁止の立て看板などを設置する。
- ※ 特に学校や通学路が農地の周辺にある場合は、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないように、最大限に配慮する。
- 使用した農薬の種類や使用方法、日時などを記録し、一定期間保管する。

地域の子ども
には特に注意

農薬を使用することで、
近隣住民とトラブルにならない
ように十分配慮しましょう！

良好な関係を
築くためにも、
事前に連絡を取り
合いましょう

周辺住民の気持ち
も考えて農薬使用



近くに農薬に敏感
（化学物質過敏症）の方が
住んでいるかも・・・